

令和6年度 ～地域に子どもの遊び場を～ 町民協働公園づくり補助事業

町民協働公園づくり補助事業は、地域の「子どもの遊び場の充実」、「公園・広場の良好な環境形成の向上」を目的に、集落等が自ら地域の特色を取り入れ、遊具整備、公園施設の設置に要する経費の一部を補助する事業です。

集落公園の老朽化している遊具の更新、新たな公園の整備にぜひご活用ください。



1. 補助対象となる公園・広場は？

補助対象となる公園等は、次に掲げる基準の**すべてに該当**することが条件となります。

- ① 集落等が、遊戯・休息・散歩・運動等に利用するため、集落等が設置・管理する公園・広場であること
 - ※町が設置管理する都市公園・河川公園・農村公園等は補助の対象となりません。
 - ※公園として独立した土地で無くても、集落公民館等の空地を利用した公園・広場でも他の要件を満たせば補助対象となります。ただし、あくまでも公園に必要な遊具・付帯施設が補助対象となります。ただし、宗教法人所有の土地は除く。
- ② 集落の生活圏に立地し、誰もが容易に利用できる場所にあること
 - ※個人のお宅の庭先など、特定の者しか利用できない場所は補助の対象となりません。
 - ※営利目的の整備は補助の対象となりません。
- ③ 維持管理を行うことができる組織があること
 - ※本事業を利用し整備した公園等の維持管理は、各集落等に行っていただきます。
 - 維持管理とは、公園の清掃・除草・遊具等の定期点検等をいいます。
- ④ 公園利用する権限が10年以上集落で確保されていること
 - ※敷地の所有名義が集落等が無い場合は、その所有者と集落の間で10年以上の賃貸借・使用貸借・使用協定等が結ばれていることが、書面で確認できることが必要となります。
- ⑤ 土地の地形・面積・形状が公園として利用することに危険が無いこと
 - ※道路や水路、崖と近接し飛び出しや落下の危険があること。遊具の安全域が十分確保できない広さの公園広場は補助の対象となりません。

2. 補助対象となる経費は？

公園等を整備するため集落等が負担する経費のうち、下記の経費を補助します。ただし、補助対象経費の合計額が **5万円未満である場合は補助対象となりません**。また、1公園につき年度1回限りの申請ができます。

① 遊 具	② 公園に必要な附帯施設
ぶらんこ、すべり台、鉄棒、ジャングルジム、砂場、健康遊具、遊具利用を周知する看板標識等 ※本体の一部が地面に固定されているものに限ります。	東屋、ベンチ、水飲み、屋外時計、便所、花壇等 ※花・樹木の苗・種のみは補助の対象となりません。
1) 新設する工事費（購入費＋設置工事費） ※購入のみ、設置工事を伴わないものは対象となりません。	1) 新設する工事費（購入費＋設置工事費） ※購入のみ、設置工事を伴わないものは対象となりません。
2) 既存遊具の補修費・交換費	2) 既存施設の補修費・交換費
3) 既存遊具の移設・撤去工事費 ※危険防止のためのものに限る。	3) 既存施設の移設・撤去工事費 ※危険防止のためのものに限る。
4) 既存遊具の点検委託費 ※専門資格を有する者による点検に限る。	

※ 野球のバット・グローブ、グラウンドゴルフのクラブ・ホールポスト等の、移動持ち運び可能な遊具等、備品類の購入は補助の対象となりません。

※ 設置する遊具は、(社)日本公園施設業協会策定「遊具の安全に関する規準」に対応したものに限ります。

<事業実施例>



事業前



事業後

3. 補助率・補助金の上限額は？

補助金の額は、2の補助対象経費に下記に定める補助率を乗じて得た額となります。

※補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

①遊具の整備に係る補助率・補助金の上限額

補助対象経費 × $\frac{3}{4}$ = 補助額 (上限 100万円)

【例1】 工事費 50万円 × $\frac{3}{4}$ = 補助額 37万5千円

【例2】 工事費 150万円 × $\frac{3}{4}$ = 1,125千円 = 補助額 100万円 (上限)

②附帯施設の整備に係る補助率・補助金の上限額

補助対象経費 × $\frac{1}{2}$ = 補助額 (上限 70万円)

【例1】 工事費 50万円 × $\frac{1}{2}$ = 補助額 25万円

【例2】 工事費 150万円 × $\frac{1}{2}$ = 750千円 = 補助額 70万円 (上限)

③遊具と附帯施設を同時に整備する場合

①の補助額 + ②の補助額 = 補助額 (上限 100万円)

【例1】 遊具工事費 50万円、附帯施設工事費 50万円を同時に施工

①37万5千円 + ②25万円 = 補助額 62万5千円

【例2】 遊具工事費 100万円、附帯施設工事費 70万円を同時に施工

①75万円 + ②35万円 = 110万円 = 補助額 100万円 (上限)

4. 申請手続きについて～手続きの流れ～

①事前相談

各集落等で整備しようとする内容が補助対象となるか？事前にご相談いただくと、その後の申請手続きがスムーズになります。

また、申込み状況についてもご確認ください。

工事着手前に交付申請書に必要な書類を添えて申請してください。

②交付申請 申請者⇒役場

【必要な書類】 ※①・②は指定様式

①交付申請書 ②事業計画書 ③公園の位置図・施設配置図

④設置する遊具等の構造図・カタログ ⑤見積書 ⑥着手前の写真

⑦土地使用に係る契約書等の写し

③交付決定 役場⇒申請者

内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定通知書を交付します。**その後に工事着手**してください。

※④計画変更承認申請 申請者⇒役場

交付申請した内容に変更（事業の中止、工事費の増減等）が生じた際は、直ちにその承認を受けてください。

⑤実績報告 申請者⇒役場

工事が完了したら、実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。

【必要な書類】 ※①は指定様式

①実績報告書 ②請負契約書・請負代金請求書の写し ③完成写真

⑥補助金の支払い 役場⇒申請者

現地調査を実施し、交付決定の内容に適合することを確認し、補助金額の確定、補助金を支払います。

公園利用・維持管理

* 補助を受けた公園は集落等が維持管理を行います。

* 整備後10年間は公園としての用途変更・廃止はできません。

5. その他

①事業活用の際の注意

- (1) 本事業の補助を受けて整備を行った公園等の維持管理は、集落等により行っていただきます。
- 【維持管理とは】公園・広場の清掃、草刈、除草や遊具・施設等の安全管理（定期点検）を想定しています。
- ＜安全点検のポイント＞
1. 遊具から落下するかもしれない所にコンクリートの基礎等が露出していないか？
 2. 遊具の腐食、磨耗、劣化、ネジなどのゆるみはないか？
 3. はさまりやすい隙間、引っかかりやすい突起、つまずきやすい遊具の段差や設置面の凹凸はないか？
- (2) 本事業の補助を受けて整備を行った公園等は、原則 10 年間は公園としての用途を変更・廃止できません。
- (3) 同一年度において、「きらきら遊佐マイタウン事業」等、他の補助等を受けて整備する公園等の遊具・附属施設には、本事業の補助は受けられません。
- (4) 本事業の実施期限は、当該年度内（3 月末）となります。遊具等の納入には時間がかかる場合がありますので、早い段階でのご検討をお願いします。

②工事費の目安

※あくまでも目安のため、実際の工事費とは異なります。

工事内容	工事費	補助額	実質負担額
滑り台の撤去&新設	135 万円	100 万円（上限）	35 万円
二連ブランコの撤去&新設	45 万円	33 万 7 千円	11 万 3 千円
三連鉄棒の撤去&新設	40 万円	30 万円	10 万円
スイング遊具（1 台）の新設	40 万円	30 万円	10 万円
スプリング遊具（1 台）の新設	30 万円	22 万 5 千円	7 万 5 千円

③ホームページ

遊佐町のホームページに、詳細な手続きの流れや申請書（記載例付）が掲載されています。ぜひご利用ください。

URL：<http://www.town.yuza.yamagata.jp/living/park/>

「令和 6 年度 町民協働公園づくり補助事業」をクリック

協働公園づくり補助事業に関するお問い合わせ

遊佐町役場 地域生活課 管理係まで TEL.0234-72-5883（直通）